

岩手県公債管理特別会計条例をここに公布する。

平成 20 年 3 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第 25 号

岩手県公債管理特別会計条例

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 209 条第 2 項の規定に基づき、公債費に関する会計上の経理の一層の明確化を図るため、岩手県公債管理特別会計を設置する。

(歳入及び歳出)

第 2 条 この会計においては、一般会計及び県債管理基金からの繰入金、借入金並びに附属諸収入をもってその歳入とし、借入金の償還金及び利子、県債管理基金への積立金その他の諸支出をもってその歳出とする。

附 則

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 県債管理基金条例（昭和 54 年岩手県条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(積立て)	(積立て)
第 2 条 基金に積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。	第 2 条 基金に積み立てる額は、一般会計及び岩手県公債管理特別会計の歳入歳出予算で定める。
(運用益金の処理)	(運用益金の処理)
第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。	第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計又は岩手県公債管理特別会計の歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	